

江戸川区特定子ども・子育て支援施設等に係る指導監査実施方針

(趣旨)

第1条 この実施方針は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する第14条第1項及び第58条の8第1項の規定に基づき実施する、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等に対して行う指導及び監査について必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、区における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

(基本方針)

第3条 区は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため指導を実施するものとする。

2 区は、特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールを策定し、効率的・効果的な実施に努めるとともに、指導の結果を通知する手段、時期、指摘事項への改善指導及び改善結果の確認方法を明確化し、公表すべき事項を含め、これを着実に実施するものとする。

(指導及び監査の対象)

第4条 この実施方針に基づく指導及び監査の対象は、法第58条の2に規定する確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等とする。

(指導の形態)

第5条 指導については、次の形態により実施するものとする。

(1) 集団指導

運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

(2) 実地指導

特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行う。その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。

(指導対象の選定)

第6条 指導は、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行うものとする。

(1) 集団指導

ア 法第58条の11第1項の規定に基づく法第30条の11第1項の確認の公示後、概ね1年以内に実施する。

イ 制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に行う。

イ 集団指導の実施状況や、本区が行う指導監督や立ち入り調査等に関する事務の状況等を勘案して、毎年度、実地指導の開始前に当該実地指導の年間計画を策定する。

ウ 運営基準等の遵守状況や、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導等が必要と認められる施設等を対象とする。

エ その他、特に区が実地指導の必要があると認める施設等を対象とする。

(指導方法)

第7条

(1) 集団指導

ア 実施通知

対象施設等を決定し、当該特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を文書により通知する。

イ 実施方法

特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行うものとする。欠席した特定子ども・子育て支援施設提供者には、当日使用した書類の送付や必要な情報提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象にする等の対応をとる。

(2) 実地指導

ア 実施通知

対象施設等を決定し、当該施設等の設置者に実地指導の日時、場所及び指導内容等を文書により通知する。

イ 実施体制

実地指導は、幼児教育・保育の無償化及び会計に係る知識と経験を有する者を含む検査員2名以上で実施するものとする。

ウ 実地指導の方法

実地指導は、主に次の（ア）～（エ）について概ね半日程度を目途に実施するものとし、実地指導の終了時に、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者や面談に対応した担当者等に対して実地指導結果の講評を行うものとする。

（ア）書類の確認

- a 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類（運営基準第54条関係）
- b 施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたもの・運営基準第55条関係）
- c 施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等利用料と特定費用の金額がわかる書類（運営基準第56条第1項及び同条第2項関係）
- d 施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを認定保護者との間で合意した文書（運営基準第60条第3項関係）
- e 職員、設備及び会計に関する諸記録（運営基準第61条第1項関係）

（イ）施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認（運営基準第59条関係）

（ウ）施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置の確認（運営基準第60条第1項及び同条第2項関係）

（エ）上記（ア）の a に係る記録の過去5年間分の保管状況の確認（運営基準第61条第2項関係）

エ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、代表者に対して文書により指導内容を通知する。また、改善を要すると認められる事項が無い場合も文書により通知する。

オ 改善報告書の提出

文書により通知した指摘事項については、通知から30日以内に改善報告書を求めるものとする。

カ 結果の公表

実地指導の結果のうち、文書による指摘事項及び改善状況については、原則として区ホームページへ掲載する。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に、この実施方針の第9条の(1)から(4)までに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに確認監査を行うことができる。

(監査の実施)

第9条 監査は、前条の規定による場合も含むほか、次の(1)から(4)までに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に実施するものとする。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査の方法)

第10条

(1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合及び事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行う必要性が認められる場合についてはこの限りではない。

(2) 結果通知

監査の結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、文書によりその旨を通知する。なお、改善を要すると認められる事項が無い場合も、文書により通知する。

(3) 改善報告書の提出

文書により通知した指摘事項については、通知から30日以内に文書により改善報告を求めるものとする。

(4) 行政上の措置

ア 勧告

区長は、法第58条の9第1項に基づき、次のaからcまでに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。当該特定子ども・子育て支援提供者は、勧告を受けた場合は、勧告から30日以内に文書により改善報告書

を提出するものとし、当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、区長は、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。

- a 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- b 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- c 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

イ 命令

区長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつたときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令は、原則として文書により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から30日以内に文書により改善報告書を提出させる。

なお、区長が命令を行ったときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った東京都知事等に通知する。

ウ 確認の取消し等

区長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。

また、区長が確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第1項第3号の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。

(5) 聴聞等

監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。

(他の区市町村との情報共有)

第11条

(1) 監査の実施の要請

他の区市町村が法第30条の11第1項の規定により確認する特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を区が支給している場合であって、当該特定子ども・子育て支援施設等において、この実施方針の第9条に列挙する情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある区市町村に対し、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

(2) 他の区市町村への情報提供

上記(1)の要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った区市町村のほか、当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者への施設等利用費を支給している区市町村にも情報提供を行うものとする。

(東京都への情報提供)

第12条 区は、この実施方針の第9条に該当する状況を確認した場合は、東京都に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行う。

付 則

この方針は、令和5年4月1日から適用する。